

平成11年12月

8 弁護士費用の敗訴者負担の導入

著作権等侵害訴訟においてかかった弁護士費用の一部を敗訴者の負担とすることについては、司法制度全体の情勢に留意しながら、検討を行う。

（1）背景

デジタル化・ネットワーク化に伴い、著作権等侵害訴訟において、先端技術等に関する高度専門的な知識が必要とされ、裁判遂行における弁護士の役割の重要性が高まっている。一般的に不法行為訴訟においては、侵害行為と相当因果関係にある損害として、相当な金額の範囲内で弁護士費用の賠償が認められている。しかしながら、権利者側から見れば、勝訴したとしても侵害により生じた弁護士費用の分だけ賠償額が減額されることになり、そのコスト等を考慮して訴訟を断念するケースもあることが指摘されている。

特許法等の工業所有権法制においてもこのような背景を踏まえ、弁護士費用の一部を敗訴者の負担とすることについて検討されたものの、導入されるには至っていない。

（2）著作権法への導入について

弁護士費用を敗訴者負担とすることについては、弁護士費用が敗訴当事者から回収されないとすれば、権利者側から見れば、勝訴してもその成果は弁護士費用の負担によって減殺される結果となり、権利者が十分損害の回復をできず、相手方としても、勝訴した場合にも自己の弁護士費用については敗訴したのと同じ結果となり、権利者側の不当な訴訟によって損害を被ることや、民事訴訟において必要経費にあたるというべき弁護士費用を、勝訴しても自ら負担することは不合理であり、敗訴者負担が国民感情に適合することを理由として導入に積極的な意見がある。その一方で、敗訴の場合のリスクを考え、特に勝訴か敗訴かの見込みの立たない事件について、訴訟提起、上訴提起が控えられる恐れがあることや、弁護士と依頼人との自由な契約で決定されるべき相手方の弁護士費用について、敗訴という一種の結果責任に基づいて一方的に敗訴者に負担させるのは、過度な制裁と考えられることを理由として導入に消極的な意見もあり、本専門部会としての結論を得るに至らなかった。

この問題については、裁判を受けるという国民の権利を実質的に保障するという観点から、司法制度全体の中で諸般の情勢の変化を踏まえつつ、検討を行うことが必要である。